議 案 第 ７ 号

浦安市宿泊税条例の制定について

浦安市宿泊税条例を別紙のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

地方税法第５条第７項の規定により宿泊税を課するため、制定するものである。

浦安市宿泊税条例

（目的）

第１条　本市は、都市の魅力を高め、観光振興を図るとともに、来訪者及び住民が安全に安心して過ごすことができる受入環境の維持及び充実を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第５条第７項の規定により、宿泊税を課する。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法及び浦安市税条例（昭和30年条例第７号）の例による。

（納税義務者等）

第３条　宿泊税は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第２条第１項に規定する旅館業（同条第４項に規定する下宿営業を除く。）及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第２条第３項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊料金（宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。以下同じ。）を受けて行われる宿泊（規則で定めるものに限る。次条及び第８条第１項において同じ。）に対し、その宿泊者に課する。

（課税免除）

第４条　次の各号のいずれかに該当する宿泊に対しては、宿泊税を課さない。

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（同条に規定する大学を除く。）の学生、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの者を引率する者が当該学校の教育活動（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合（当該学校の長がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊

(2)　学校教育法第１条に規定する中学校、同法第49条の５に規定する義務教育学校の後期課程、同法第66条に規定する中等教育学校の前期課程又は同法第76条第１項に規定する特別支援学校の中学部の生徒又は当該生徒を引率する者が、地方公共団体が運営する部活動に類する活動（規則で定めるものに限る。以下同じ。）として宿泊する場合（当該地方公共団体の長又は教育委員会がその旨を証明する場合に限る。）又は地方公共団体の長若

しくは教育委員会の認定を受けた部活動に類する活動として宿泊する場合（当該活動を運営する団体の代表者がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊

(3)　次に掲げる施設の満３歳以上の幼児又は当該幼児を引率する者が、当該施設又はその設置者が主催する行事（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合（当該施設の長又はその設置者がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊

ア　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第39条第１項に規定する保育所並びに同法第59条の２第１項の規定による届出をした認可外保育施設

イ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園

（税率等）

第５条　宿泊税の税率は、１人１泊につき、50円とする。

２　宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第６条の17第２項第９号の条例で指定する法定外目的税とする。

（徴収の方法）

第６条　宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

（特別徴収義務者の指定等）

第７条　宿泊税については、宿泊施設の経営者をその特別徴収義務者に指定する。

２　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

３　市長は、前項の規定により指定された特別徴収義務者についてその指定の必要がなくなったと認めるときは、特別徴収義務者の指定を取り消すことができる。

（申告納入の手続）

第８条　特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数及び税額その他規則で定める事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、その納入金を納入しなければならない。

２　特別徴収義務者は、前項の期間について納入すべき税額がない場合においても、同項の規定に準じて、納入申告書を提出しなければならない。

３　特別徴収義務者が、納入すべき税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして、規則で定めるところにより、市長が承認した者である場合には、前２項の規定によって次の表の左欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月にこれらの規定によって提出すべき納入申告書の提出期限と同一の期限とする。

１月及び２月	３月
４月及び５月	６月
７月及び８月	９月
10月及び11月	12月

４　特別徴収義務者は、宿泊施設の経営を廃止した場合においては、前３項の規定にかかわらず、その廃止した日から１月以内に、当該廃止した日までにおいて徴収すべき宿泊税について、第１項の納入申告書を市長に提出するとともに、その納入金を納入しなければならない。

５　市長は、第３項の規定による承認をした特別徴収義務者について同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の規定による承認を取り消すことができる。

（経営の開始等の報告義務）

第９条　次の各号のいずれかに該当する者は、規則で定めるところにより、当該各号に定める日までに、宿泊施設ごとに、氏名又は名称及び住所又は所在地並びに宿泊施設の名称及び所在地その他必要な事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1)　第７条第１項に規定する宿泊施設の経営者　当該宿泊施設の経営を開始

しようとする日の５日前の日

(2)　第７条第２項に規定する宿泊税の徴収について便宜を有する者　同項の規定により指定を受けた日の翌日から起算して５日を経過する日

２　前項の報告書を提出した者は、当該報告書に記載した事項に変更を生じたとき、又は宿泊施設の経営を廃止したときは、規則で定めるところにより、その事実が発生した日から10日以内に、その旨その他必要な事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

（納税管理人）

第１０条　特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に規則で定める申告書を市長に提出し、又は市外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納入に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて規則で定める申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他当該申告書又は当該申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

２　前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第１１条　市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請によりその税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その税額がま

だ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

２　市長は、前項の規定により、税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

３　市長は、第１項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

（特別徴収義務者の帳簿の記載義務等）

第１２条　特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、宿泊年月日、宿泊者数、課税の対象となる宿泊者数、課税免除の対象となる宿泊者数及び税額を記載し、当該帳簿を第８条第１項から第４項までに規定するそれぞれの提出期限（次項において「提出期限」という。）の翌日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

２　特別徴収義務者は、宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び税額が記載されているものを作成し、当該書類を提出期限の翌日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

（関係帳簿等の電磁的記録による保存等）

第１３条　特別徴収義務者は、関係帳簿（前条第１項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿をいう。以下同じ。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

２　特別徴収義務者は、関係書類（前条第２項の規定により作成及び保存をしなければならない書類をいう。以下同じ。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

３　前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

（関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第１４条　特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

２　特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

３　前条第１項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第２項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（市税に関する条例及び規則の規定の適用等）

第１５条　第13条第１項、第２項若しくは第３項前段又は前条各項のいずれか

に規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する市税に関する条例及び規則の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

２　第13条第３項前段に規定する規則で定めるところに従って保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録に記録された事項に関し法第733条の19第３項第１号に規定する申告書の提出期限後のその提出又は更正若しくは決定（以下「期限後申告等」という。）があった場合において、同条第１項又は第２項の規定に該当するときは、同条第１項又は第２項の重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額（その金額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく金額として規則で定めるところにより計算した金額）に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(1)　法第733条の19第１項の規定に該当する場合　同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額

(2)　法第733条の19第２項の規定に該当する場合　同項に規定する計算の基礎となるべき税額

（賦課徴収）

第１６条　宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法その他の法令又は浦安市税条例に定めるところによる。

（間接地方税の指定）

第１７条　宿泊税は、政令第６条の22の４第６号の条例で指定する法定外目的税とする。

（夜間執行の制限を受けない地方税の指定）

第１８条　宿泊税は、政令第６条の22の９第４号の条例で指定する法定外目的税とする。

（規則への委任）

第１９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（浦安市行政手続条例の適用除外）

第２０条　浦安市行政手続条例（平成８年条例第１号）第３条第１項又は第４条に定めるもののほか、この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、浦安市行政手続条例第２章（第８条を除く。）及び第３章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

２　浦安市行政手続条例第３条第１項、第４条又は第33条第４項に定めるもののほか、市の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るためにされる行政指導（同条例第２条第６号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第３項及び第34条の規定は、適用しない。

（罰則）

第２１条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1)　第12条第１項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又はその帳簿を隠匿した者

(2)　第12条第１項の規定に違反して、帳簿を保存しなかった者

(3)　第12条第２項の規定に違反して、書類を作成せず、若しくは書類に虚偽の記載をし、又はその書類を隠匿した者

(4)　第12条第２項の規定に違反して、書類を保存しなかった者

２　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第２２条　第10条第２項の認定を受けていない宿泊税の特別徴収義務者で同条第１項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2　前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3　第１項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第４項及び第５項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）に対して課すべき宿泊税について適用する。

3　施行日において現に宿泊施設を経営している者については、施行日に宿泊施設の経営を開始しようとするものとみなして、第９条第１項の規定を適用する。この場合において、同項第１号中「開始しようとする日の５日前の日」とあるのは、「開始しようとする日の翌日から起算して５日を経過する日」とする。

（準備行為）

4　第７条第２項の規定による指定は、施行日前においても行うことができる。

5　第９条各項の規定による報告書の提出は、これらの規定の例により、施行日前においても行うことができる。

（検討）

6　市長は、この条例の施行後５年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。